

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

交通事故の見舞金

Q : サラリーマンである私は、先日、歩行中に自動車に追突されて傷害を受け、加害者から見舞金や治療費などと併せて休職期間中の給料相当額を受け取りました。これらの金額には所得税が課税されるのでしょうか。

A : 課税されません。

【解説】

心身に加えられた損害に基づいて加害者から受ける慰謝料その他の損害賠償金は、所得税法上、課税されないこととなっています。

事故の程度によっては、加害者から受ける慰謝料なども相当多額になる場合も考えられますが、これらは、心身に加えられた損害に対して支払われるものであり、見舞金、治療費、寸志など名目のいかんを問わず、「損害賠償金」であるとの考え方で課税の対象とはされません。

また、被害の状態によっては、相当期間にわたり、余儀なく休職する場合も生じ、加害者からその休職期間中の収入に見合う金額を損害賠償金の一部として受領することも考えられます。この場合、職務に従事できなかったことが、心身に加えられた損害に基因するものについては、課税の対象から除かれます。

したがって、ご質問の場合は、治療費はもとより休職期間中の給料相当額も課税の対象とはなりません。

なお、休職期間中であっても、あなたの勤務先から引き続き給与の支給を受けている場合には、その支給された給与は課税の対象となります。

